

別表 評価項目（技術者実績型） 農業土木工事用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
工事成績※ （新潟県発注工事における土木部、交通政策局、農林水産部、農地部の4部局の工事成績※が対象） ※発注工種（業種）の工事成績を評価の対象とする	新潟県発注工事における過去5年間の工事成績※評定点の平均点	82点以上	1.00	(小数点以下第3位四捨五入2位止) / 1.00
		72点以上 82点未満 評点=1.00×(平均点-72)÷10	1.00 ~ 0.00	
		65点以上72点未満 又は 実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
	新潟県発注工事における過去3か月の工事成績※評定点の最低点	65点以上 又は 実績なし	0.00	/ 0.00
		65点未満	-1.00	
【配置予定技術者の能力】				
技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設)、農業部門(農業農村工学))	1.00	/ 1.00
		2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士	0.50	
		その他	0.00	
優秀技術者表彰等	過去3か年度の新潟県優秀技術者表彰または新潟県優秀技術者証の有無	優秀技術者表彰(知事表彰)あり	1.00	/ 1.00
		優秀技術者証(地域機関交付)あり	0.50	
		上記以外	0.00	
継続教育(CPD)の取組状況	前年度の継続教育(CPD)の取得単位数	【推奨単位以上】 1.0 ≤ α (α = a/b) ※a=取得単位数, b=各団体推奨単位数 ※小数点以下第2位切捨て1位止	1.00	/ 1.00
		【推奨単位未満かつ5割以上】 0.5 ≤ α < 1.0 (α = a/b) ※a=取得単位数, b=各団体推奨単位数 ※小数点以下第2位切捨て1位止	0.50	
		上記以外	0.00	
工事成績※ （新潟県発注工事における土木部、交通政策局、農林水産部、農地部の4部局の工事成績※が対象） ※全業種の工事成績を評価の対象とする	新潟県発注工事における過去5年間に於ける主任(監理)技術者、現場代理人として完成した直近2件の工事成績※評定点の平均点	82点以上	3.00	(小数点以下第3位四捨五入2位止) / 3.00
		72点以上 82点未満 評点=3.00×(平均点-72)÷10	3.00 ~ 0.00	
		65点以上72点未満 又は 実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	

【地域貢献度・精通度】

災害時における活動実績等	・過去3ヶ年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無 （地域内における、国・公団・新潟県・市町村・公益企業のもの） ※農業土木工事においては、土地改良区含む ※付表A参照	活動実績あり（防災協定の締結の有無を問わない）	0.50	／ 0.50
		活動実績はないが、防災協定の締結あり	0.25	
		実績・締結なし	0.00	
農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績	過去3ヶ年度（当年度含む）の活動実績 ※付表B参照	・地域（範囲）内における活動実績あり ・協定に基づいた通年の活動実績あり	1.00	／ 1.00
		その他の地域（県内）における活動実績あり	0.50	
		実績なし	0.00	
実働拠点	地域内における過去3年間継続した営業所（実働拠点）の有無	管内等に過去3年間継続した主たる営業所あり	1.00	／ 1.00
		管内等に過去10年間継続した従たる営業所あり	0.75	
		管内等に過去3年間継続した従たる営業所又は隣接の地域に過去3年間継続した主たる営業所あり	0.50	
		県内に過去3年間継続した主たる営業所又は過去10年間継続した従たる営業所あり	0.25	
		上記以外	0.00	
地域調達	全ての下請負※における地域企業活用の有無 ※評価判定の対象となる下請企業は、契約額（請負額）500万円以上の一次・二次下請負とする	【地域内調達】 下請負※が以下のいずれかの条件を満たす場合 ・全ての下請負※が地域内企業 ・入札参加企業（元請企業）が地域内企業で下請負※がない場合	0.50	／ 0.50
		【県内調達】 下請負※が以下のいずれかの条件を満たす場合 ・全ての下請負※が県内企業 ・入札参加企業（元請企業）が県内企業で下請負※がない場合	0.25	
		上記以外	0.00	
加算点				／10.00

※ 各評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方については、別紙を参照のこと。

<付表>

農業土木工事

A 災害時における活動実績等

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

- 1) 「災害時における活動実績等」の活動実績とは、設定する地域(範囲)内で技術資料等の提出期限までに完了した以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
- 緊急性を要し、指示書等に対応した
 - ①農地・農業用施設を対象とした活動
 - ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
 - ・災害応急ポンプの貸出し等
 - ・災害時の点検、パトロール等
 - ・農地・農業用施設の小規模災害復旧等(非国庫補助)において緊急的に指示書で実施した工事
 - ②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業

- 2) 「災害時における活動実績等」の防災協定とは、設定する地域(範囲)内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。(1社が単独で締結している防災協定を含む。)
 なお、新潟県と締結している防災協定は、県内すべての地域で有効とする。

B 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績

農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績	過去3ヶ年度の農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績の有無 (県、市町村、土地改良区、保全活動組織、農家組合等が実施する活動に対する企業としての参加又は協力)	・地域(範囲)内における活動実績あり ・協定に基づいた通年の活動実績あり	1.00	
		その他の地域(県内)における活動実績あり	0.50	
		実績なし	0.00	

(※農地・農業用施設に係る区域又は施設が対象であり、河川又は道路のみの場合は対象としない。)

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

- 1) 「農地・農業用施設等の保全活動実績」、「耕作放棄防止活動実績」とは、以下のものをいう。
 (ただし、社員が個人の資格で参加した活動は含まない。)
- 農地・農業用施設等の保全活動、耕作放棄防止活動に機材等を提供したもの
 - ・江ざらい・道普請におけるダンプトラック・バックホウの貸出し等
 - 農地・農業用施設等の保全活動に技術的支援を行ったもの
 - ・共同作業として行う道・水路の舗装における丁張出し等
 - ・グランドカバープランツの植栽方法の指導等
 - 農地・農業用施設等の保全活動に企業支援を行ったもの
 - ・企業の地域貢献、企業力向上、人材育成などを目的として参加した棚田みらい応援団や棚田サポーター活動等として参加した企業。農業分野へ企業として参入し保全活動しているもの。
 - 中山間地域直接支払制度の集落協定への参加
- 2) 「農地・農業用施設の維持管理実績」とは以下のものをいう。
 (ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
- 単価契約等による日常的な維持管理活動
 - ・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)、除草等
 - 指示書等による緊急的又は単発的な維持管理活動
 - ・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)等
 - ・パイプライン等の通水試験等

※「単価契約等による日常的な維持管理活動」とは、取水期間や耕作期間などの一定期間において、維持管理(修繕)契約(単価契約等)を締結し、一定期間を通じた維持管理(修繕)体制が確保され、農業用施設や管理道路のパトロール、除草、浚渫や農業用施設の点検が実施されたと認められるものが評価の対象で、除草、修繕等そのものを目的に発注された除草、浚渫、修繕(補修)委託や工事業務等は評価の対象としない。

※「指示書等による緊急的維持管理活動」とは、当該農業(農林)振興(農村整備、農林水産振興)部、市町村、土地改良区等の指示により緊急的(又は単発的)に対応した当該土地改良施設の維持修繕活動を指しており、指示書又は指示書に基づく契約書が存在するものを評価し、指示書又は指示書に基づく契約書の残存しないものや指示していない自主的な活動は評価対象としない。

(別紙)評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方

【技術資料提出期限】

令和8年7月21日(火)

評価項目	評価期間	評価対象の期間(年月日)	備考(評価期間の考え方の詳細)
工事成績の平均点(企業)	5 か年	令和3年6月1日(火) ～ 令和8年5月31日(日)	技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去5か年
工事成績の最低点(企業)	3 か月	令和8年3月1日(日) ～ 令和8年5月31日(日)	技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去3か月
優良工事・優秀技術者表彰等	3 か年度	令和5年4月1日(土) ～ 令和8年3月31日(火)	技術資料等の提出期限の前年度から過去3か年度の間に受賞
継続教育(CPD)の取組状況	1 か年度	令和7年4月1日(火) ～ 令和8年3月31日(火)	技術資料等の提出期限の前年度の取得単位数
工事成績の平均点(技術者)	5 か年	令和3年6月1日(火) ～ 令和8年5月31日(日)	技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去5か年のうち直近2件
災害時における活動実績等 維持管理実績	3 か年度	令和5年4月1日(土) ～ 令和8年7月21日(火)	技術資料等の提出期限の前年度から過去3か年度及び今年度の4月1日から技術資料等提出期限までに完了した実績
実働拠点(過去3年間継続)	3 年間	令和5年7月22日(土) ～ 継続	技術資料等の提出期限から過去3年間継続
実働拠点(過去10年間継続)	10 年間	平成28年7月22日(金) ～ 継続	技術資料等の提出期限から過去10年間継続
実働拠点(過去5か年度の実績)	5 か年	令和3年4月1日(木) ～ 令和8年3月31日(火)	(過去10年間継続した従たる営業所であって、管内等の地域における実績により主たる営業所と同等に取り扱う条件の期間) 技術資料等の提出期限の前年度から過去5か年度
低入札の減点	1 か年	令和7年6月1日(日) ～ 令和8年5月31日(日)	技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去1か年